

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所
編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛎殻町1-39-5 水天宮北辰ビル9階
TEL 代 表 03-6821-9510
法務部 03-6821-9520
商標部 03-6821-9540
FAX 共 通 03-6821-9550



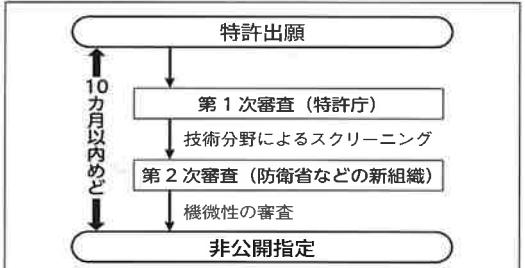
2022・2・10

特許庁と防衛省など ▽政府▽ 特許非公開制度、審査は2段階

政府の経済安全保障推進法案に関する有識者会議は、法制化に向けた提言骨子をまとめた。

骨子では、軍事転用できる先端技術の特許を非公開にする制度（秘密特許）の導入に併せ、安全保障上、公開を制限すべき技術かどうかの審査については、特許庁が1次審査を行い、防衛省と内閣府を中心とした新設組織が2次審査を行うとしている。審査期間は出願から合計10カ月以内を想定している。

また、機微情報の流出防止に向け、情報の保全義務に違反した特許出願者に科す罰則の導入のほか、非公開対象とした技術は、外国での特許出願も制限すべきとしている。



ファーストリテイリングとアスタリスク セルフレジ特許訴訟、和解が成立

ファーストリテイリングとIT企業のアスタリスクは、ファーストリテイリングが運営する「ユニクロ」「ジーユー(GU)」で採用されているセルフレジを巡る特許侵害訴訟について、和解が成立したと発表した。

問題となったセルフレジは、上向きのくぼみに商品や買い物かごを置くと、無線自動識別タグで商品情報を読み取って合計金額が表示される機能を備えている。ファーストリテイリングによると、この技術を使ったレジは、ユニクロでは国内の8

割、GUでは9割の店舗に導入されている。

アスタリスクは同社の特許権を侵害したとして、ファーストリテイリングに対し、特許権侵害訴訟を提起した一方、ファーストリテイリングは「容易に発明できる技術だ」として、特許無効を求める審判を申し立てていた。

今回の和解により、アスタリスクとNIP（アスタリスクから特許の譲渡を受けた会社）は、ファーストリテイリングに対する特許侵害訴訟を、ファーストリテイリングは、アスタリスクとNIPに対する特許無効審判請求をそれぞれ取り下げる。

和解により、両陣営は今後、それぞれの権利や事業を尊重し、互いに良好な関係を築くとしている。和解金の支払いなど、和解条件については「一切公表しない」として、詳細は明らかにしない。

日米中韓などの著作権保護団体 ▽IAPO▽ 海賊版対策で国際組織を創設

漫画や映画などの海賊版被害がグローバル規模で問題となっているが、出版社や動画配信会社で構成する日米中韓などの主要国の著作権保護団体は2022年4月、共同で国際組織「国際海賊版対策機構／International Anti-Piracy Organization (IAPO)」を創設することを決めた。

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、国境を越えた海賊版の被害が拡大しているが、捜査当局の国際連携は進んでいないのが現状。そこで各国の著作権保護団体が国際組織を立ちあげ、被害情報を共有するなどして、各国の当局に迅速な捜査を要請することにした。

日本においては、2021年に海賊版サイトで読まれた漫画の被害額は少なくとも1兆円を超えることが出版社などでつくる一般社団法人「ABJ」の調べで分かった。

20年の4.8倍に急増しており、同年の正規の漫画販売額（6126億円、出版科学研究所調べ）の1.6倍に当たるなど、被害が広がっている。

解説

進歩性の判断（一致点・相違点の認定）
知的財産高等裁判所 令和2年（行ケ）
第10089号 審決取消請求事件
令和3年12月15日判決言渡

第1 事案の概要

被告は、発明の名称を「車両シートに取り付けるためのチャイルドセーフティシート又はベビーキャリア及びそのようなシートのためのサイドインパクトバー」とする特許第6328108号（本件特許）の特許権者である。原告が、本件特許に対して無効審判請求した（無効2019-800027号（本件審判））ところ、特許庁が「本件審判の請求は、成り立たない。」とする審決（本件審決）を下し、原告が本件審決の取り消しを求めて出訴した。

知財高裁は本件審決を取り消した。ここでは、取消事由1-1-2（本件発明1と甲5発明1-1の一一致点・相違点の認定の誤り）、取消事由1-1-3（本件発明1は甲5発明1-1、甲5に記載された事項に基づいて当業者が容易に発明することができたものではないとした判断の誤り）に関する部分のみを紹介する。なお、甲5号証はアメリカ合衆国特許出願公報（United States Patent Application Publication Pub. No.: US2011/0012398 A1）で、甲5発明1-1は本件審決が認定した甲5に記載されている発明である。

第2 判決

- 1 特許庁が無効2019-800027号事件について令和2年3月27日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決に対する上告及び上告受理申立てのための付加期間を30日と定める。

第3 理由**要旨認定の手法**

発明の要旨認定は、特許請求の範囲の記載に基づいて行うべきであり、発明が属する技術分野における優先日前の技術常識を考慮した通常の意味内容により特許請求の範囲の記載を解釈するのが相当である。もっとも、特許請求の範囲の記載の意味内容が、明細書又は図面において、通常の意味内容とは異なるものとして定義又は説明されていれば、通常の意味内容とは異なるものとして解される余地はあるものの、そのような定義又は説明がない場合には、上記のとおり解釈するのが相当である。

本件審決の解釈

本件審決の説示を総合すると、本件審決は、本件発明の「支持部」が、シートシェルに係る技術常識により理解される「シートシェル」及び「子供を支える柔軟性のある素材」に相当し、本件発明の「シートシェル」は、「支持部」を内側に配置する、従来技術（技術常識）における「シートシェル」及び「子供を支える柔軟性のある素材」とは別異の、それらに更に追加される構造要素と解釈しているものと認められる。

本件審決の解釈の適否

本件審決は、本件発明の「シートシェルが、従来技術とは異なり、子供を支持する支持部材とは別な部材である」と解する根拠として、本件明細書の段落【0008】や【0019】を引用するが、これらの段落は、「側面衝突保護部」の配置とその作用又は効果についての説明にとどまるものであって、「シートシェル」が従来技術とは別異なるものであるとの記載はないし、支持部については何らの記載もないことからすると、上記段落が本件審決の上記解釈を裏付けるものとはいえない。そして、本件発明の特許請求の範囲の記載や本件明細書の発明の詳細な説明の記載において、本件審決の解釈を採用すべき根拠を見出すことはできない。したがって、本件審決の解釈を見出すことはできない。
 <取消事由1-1-2について>

そうすると、本件発明1と甲5発明1-1との相違点は、本件発明1では、側面衝突保護部は、シートシェルの外側でシートシェルに取り付けられるのに対して、甲5発明1-1では、エネルギー吸収及び／又は伝達要素は、運搬ハンドルの固定領域に取り付けられている点（相違点A）で相違し、その余の点では一

致していると認められる。

本件審決の認定の誤りの有無（取消事由1-1-2の成否）

本件発明1と甲5発明1-1との一致点・相違点は、前記で述べたとおりであり、これと異なる本件審決の一致点・相違点の認定は誤りである。したがって、取消事由1-1-2は理由がある。

<取消事由1-1-3について>

本件審決は、本件発明1の「シートシェル」についての本件審決の解釈を前提として、甲5の明細書等には「シートシェル」又は「シェル」に関して言及されていないとした上で、本件発明1について、甲5発明1-1に基づく容易想到性を否定する。

しかし、本件発明1の「シートシェル」について、本件審決の解釈を採用することができないことは前記のとおりであるから、本件審決の上記判断は、その前提において採用することができない。

本件審決は、仮に、甲5の「背もたれ、座部におけるパッドに覆われた部分」が本件発明1の「シートシェル」に対応するとしても、甲5は、本件発明1の構成要件である「シートシェルの外側でシートシェルに取り付けられる側面衝突保護部」を開示していないとした上で、本件発明1について、甲5発明1-1に基づく容易想到性を否定する。

本件審決が、甲5は、本件発明1の構成要件である「シートシェルの外側でシートシェルに取り付けられる側面衝突保護部」を開示していないとする点は、相違点A、すなわち、本件発明1では、側面衝突保護部は、シートシェルの外側でシートシェルに取り付けられるのに対して、甲5発明1-1では、エネルギー吸収及び／又は伝達要素は、運搬ハンドルの固定領域に取り付けられている点に相当する。

しかし、甲5の段落【0051】において、エネルギー吸収及び／又は伝達要素2は、ハンドル又はチャイルド安全シートの他の領域に配置され得るものであり、エネルギー吸収及び／又は伝達要素2の取り付けが特に有利であるチャイルド安全シート（幼児用キャリア）の領域として、運搬用ハンドルの固定領域11及び運搬用ハンドルのサイドアーム12と併記して、幼児用キャリアのキャリア材料がパッドで覆われていない下側領域13を記載しているのみならず、パッドで覆われているチャイルド安全シート（幼児用キャリア）の領域も具体的に示唆されている。

そして、幼児用キャリアのキャリア材料がパッドで覆われていない下側領域13やパッドで覆われているチャイルド安全シート（幼児用キャリア）の領域は、甲5発明1-1における「パッドで覆われるとともに子供を支持する背もたれ、座部と、からなるシート部分」及び「シート部分の外側（側部）」を構成する一部であるから、前記のとおり、これらの領域は本件発明1の「シートシェル」に相当し、当業者であれば、甲5発明1-1において、上記の具体的な示唆を踏まえて、運搬用ハンドルの固定領域11に換えて、キャリア材料がパッドで覆われていない下側領域13やパッドで覆われているチャイルド安全シート（幼児用キャリア）の領域、すなわち、「シートシェル」の外側にエネルギー吸収及び／又は伝達要素2を設けることにより、相違点Aに係る本件発明1のような構成と成すことは容易に想到し得るものと認められる。

本件審決の判断の誤りの有無

本件発明1と甲5発明1-1の相違点Aに係る本件発明1の構成は容易に想到することができたから、本件発明1は、甲5発明1-1、甲5に記載された事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであり、本件審決が、本件発明1は、「甲5発明1-1、甲第5号証に記載された事項に基いて、当業者が容易に発明をすることができたものではない。」と判断したことは誤りである。したがって、取消事由1-1-3は理由がある。

第4 考察

発明の進歩性の有無を判断する上では、本件発明の認定、引用文献に記載されている発明の認定、両者の間の一一致点・相違点の認定が第一歩として大切になる。知財高裁は、本件特許の特許請求の範囲及び、明細書の記載からすれば、本件発明の要旨認定においてそもそも特許庁の解釈に間違いがある、として進歩性の存在を認めた特許審決を取り消した。

実務の参考になるところがあると思われる所以紹介した。以上

特許料等の料金 4月1日より改定

■特許庁■

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴い、2022年（令和4年）4月1日より、特許料（特許登録料、特許年金）、商標登録料、商標更新登録料、国際出願（特許、実用新案）関係手数料、国際登録出願（商標）関係手数料等が改定される。

(1)特許料(平成16年4月1日以降に審査請求をした出願)

項目	改定前金額	改定後金額
出願料	14,000円	14,000円
出願審査請求料(平成31年4月1日以降の出願)	138,000円+（請求項数×4,000円）	138,000円+（請求項数×4,000円）
特許料(第1年から第3年まで)	毎年 2,100円+（請求項数×200円）	毎年 4,300円+（請求項数×300円）
(第4年から第6年まで)	毎年 6,400円+（請求項数×500円）	毎年 10,300円+（請求項数×800円）
(第7年から第9年まで)	毎年19,300円+（請求項数×1,500円）	毎年 24,800円+（請求項数×1,900円）
(第10年から第25年まで)	毎年55,400円+（請求項数×4,300円）	毎年 59,400円+（請求項数×4,600円）

※第21年から第25年については、延長登録の出願があった場合のみ ※平成16年3月31日以前に審査請求をした出願の特許料について改定はない。

(2)商標

項目	改定前金額	改定後金額
出願料	3,400円+（区分数×8,600円）	3,400円+（区分数×8,600円）
防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間更新登録出願	6,800円+（区分数×17,200円）	6,800円+（区分数×17,200円）
商標登録料	区分数×28,200円	区分数×32,900円
分納額(前期・後期支払分)	区分数×16,400円	区分数×17,200円
更新登録申請	区分数×38,800円	区分数×43,600円
分納額(前期・後期支払分)	区分数×22,600円	区分数×22,800円
防護標章登録料	区分数×28,200円	区分数×32,900円
防護標章更新登録料	区分数×33,400円	区分数×37,500円

(3)国際出願(特許、実用新案)

項目	改定前金額	改定後金額
送付手数料+調査手数料(日本語)	送付手数料 10,000円 調査手数料 70,000円	送付手数料 17,000円 調査手数料 143,000円
送付手数料+調査手数料(英語)	送付手数料 10,000円 調査手数料 156,000円	送付手数料 17,000円 調査手数料 169,000円
国際調査の追加手数料(日本語)	60,000円×（請求の範囲の発明数-1）	105,000円×（請求の範囲の発明数-1）
国際調査の追加手数料(英語)	126,000円×（請求の範囲の発明数-1）	168,000円×（請求の範囲の発明数-1）
予備審査手数料(日本語)	26,000円	34,000円
予備審査手数料(英語)	58,000円	69,000円
予備審査の追加手数料(日本語)	15,000円×（請求の範囲の発明数-1）	28,000円×（請求の範囲の発明数-1）
予備審査の追加手数料(英語)	34,000円×（請求の範囲の発明数-1）	45,000円×（請求の範囲の発明数-1）

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

新たな保護対象の 意匠登録事例を公開

■特許庁■

特許庁は、「改正意匠法に基づく新たな保護対象（画像・建築物・内装）の意匠登録事例」を公開した。

2020年4月1日に新たに保護対象となった意匠の出願・登録状況については、多くの企業から高い関心が示されているとして、特許庁は、意匠登録されたもののうち参考となる事例を特許庁HPで公開し、今後の出願の参考にしてほしいとしている。登録内容はサムネイル画像の一覧からも簡単に確認できる。

詳細は特許庁HP

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/kaisei_hogo.html

特許については、改定されるのは特許料のみであり、出願料、審査請求料、審判請求料等は改定されない。

また、意匠については改定される料金はなく、商標についても出願料は改定されない。

改定後の料金の適用は、出願日ベースではなく、支払日ベースになる。4月1日より前に納付される特許料等は改定前の料金が適用される。現行料金は3月31日までに納付手続したものでなければ適用されないので、注意が必要。

【画像の意匠登録事例】



意匠登録第1678245号
情報表示用画像

【建築物の意匠登録事例】



意匠登録第1686613号
オフィスビル

【内装の意匠登録事例】



意匠登録第1686175号
カフェの内装

審決紹介

本願商標(別掲)は、商標法第3条第1項第3号及び同項第6号並びに同法第4条第1項第16号に該当しない、と判断された事例(不服2021-2396、令和3年11月8日審決、審決公報第264号)

別掲 本願商標(色彩については原本参照)

1 本願商標及び手続の経緯

本願商標は、別掲のとおりの構成により、第18類「かばん類、…、等」、第25類「ワイヤッシャツ類、…、等」及び第35類「被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、かばん類及び袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、…」(指定商品、役務の詳細な記載省略)を指定商品及び指定役務として、令和元年5月16日に登録出願されたものである。

本願は、令和2年6月4日付けで拒絶理由の通知がされ、同年7月21日に意見書が提出されたが、同年11月16日付けで拒絶査定がされ、これに対して同3年2月24日に拒絶査定不服審判の請求がされたものである。

2 原査定の拒絶の理由の要旨

原査定は、「本願商標は、[Kamakura]の文字と[ShirtS]の文字を上下2段に横書きしてなるところ、その構成中「[Kamakura]」の文字は、神奈川県の市である「鎌倉」を、「ShirtS」の文字は、「シャツ」を直ちに理解させるから、本願商標は、全体として「鎌倉市のシャツ」といった意味合いを理解させるものである。そうすると、本願商標を、指定商品中、第25類「ワイヤッシャツ類、被服」を使用しても、これに接する需要者は、鎌倉市で製造又は販売されるシャツであること、すなわち、商品の品質(産地、販売地)を認識するにとどまるといえるから、本願商標は、商品の産地、販売地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなるものである。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当し、鎌倉市で製造又は販売されるシャツ以外の商品に使用するときは、鎌倉市で製造又は販売されるシャツであるかのように、商品の品質の認証を生じせるおそれがあるから、商標法第4条第1項第16号に該当する。また、…、本願商標を、この商標登録出願に係る指定役務中、「被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」に使用しても、これに接する需要者は、取扱商品が、鎌倉市で製造又は販売されるシャツであること、すなわち、取扱商品の品質(産地、販売地)を認識するにとどまり、何人かの業務に係る役務であることを認識することができないといえる。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第6号に該当し、本願商標を、鎌倉市で製造又は販売されるシャツ以外の商品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供に使用するときは、鎌倉市で製造又は販売されるシャツの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供であるかのように、役務の質の認証を生ずるおそれがあるから、商標法第4条第1項第16号に該当する。さらに、本願商標は、これを出願人がその指定商品及び指定役務に使用した結果、需要者が何人かの業務に係る商品及び役務であることを認識することができるものは認められないから、商標法第3条第2項の要件を満たさない。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、別掲のとおり、「Kamakura」の欧文字と「ShirtS」の欧文字を二段に、やや左右にずらして表してなるところ、本願商標の構成中の「Kamakura」の文字は、「神奈川県南東部、相模湾に臨む市」(出典:広辞苑第七版)である「鎌倉」を、「ShirtS」の文字は、本願指定商品に含まれる「シャツ」を理解させるものである。

ところで、「シャツ」という商品は、一般的には、その土地や地域に由来する原材料や製法を有する商品ではなく、海外を含め、あらゆる地域で製造、販売されているものであり、神奈川県鎌倉市において、「シャツ」が盛んに製造されているとか、「シャツ」の販売地として知られているとする事実は認められない。

そうすると、原審説とのおり、本願商標から「鎌倉市のシャツ」といった意味合いを理解させることがあるとしても、本願商標を、指定商品中、第25類「ワイヤッシャツ類、被服」に使用した場合、これに接する需要者が、その商品が「鎌倉市で製造又は販売されるシャツ」であること、すなわち、商品の産地、販売地を

**Kamakura
Shirts**

認識するにとどまり、指定役務中、「被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」に使用した場合、これに接する需要者が、その取扱商品が「鎌倉市で製造又は販売されるシャツ」であること、すなわち、取扱商品の産地、販売地や、小売等役務の取扱商品の産地、販売地を表示するものとして、取引上普通に使用されていると認めるに足る事実は発見できなかった。

さらに、当審において職権をもって調査するも、本願の指定商品及び指定役務を取り扱う業界において、本願商標あるいはこれに類する文字が、商品の産地、販売地や、小売等役務の取扱商品の産地、販売地を表示するものとして、取引上普通に使用されていると認めるに足る事実は発見できなかった。

また、本願商標は、別掲のとおり、セリフを持つ書体で、「ShirtS」の文字の末尾の「S」を大文字にして左右のバランスを取るように表されており、色彩も一色でまとまりよく一体的にデザインされているものである。

そうすると、本願商標が、商標法第3条第2項の要件を具備するものであるか否かについて検討するまでもなく、本願商標は、むしろ、「Kamakura」の文字と「ShirtS」の文字を組合せたところに意外性のある一種の造語よりもっと判断するのが当然であり、その一體的なデザイン性も相まって、これをその指定商品及び指定役務に使用しても、自他商品及び自他役務の識別標識としての機能を果たし得るものといわざるを得ず、かつ、商品の品質及び役務の質の認証を生じるおそれはないものといべきである。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第3号及び同項第6号並びに同法第4条第1項第16号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標「B-DASH」は、商標法第4条第1項第6号に該当しない、と判断された事例(不服2021-4266、令和3年11月8日審決、審決公報第264号)

1 本願商標及び手続の経緯

本願商標が、商標法第3条第2項の要件を具備するものであるか否かについて検討するまでもなく、本願商標は、心しろ、「Kamakura」の文字と「ShirtS」の文字を組合せたところに意外性のある一種の造語よりもっと判断するが当然であり、その一體的なデザイン性も相まって、これをその指定商品及び指定役務に使用しても、自他商品及び自他役務の識別標識としての機能を果たし得るものといわざるを得ず、かつ、商品の品質及び役務の質の認証を生じるおそれはないものといべきである。

原査定は、令和2年4月24日付けで拒絶理由の通知、同年11月7日付けで意見書の提出、同年12月23日付けで拒絶査定されたもので、これに対して同3年4月24日付けで本願拒絶査定不服審判が請求されている。

2 原査定の拒絶の理由(要旨)

本願商標は、「B-DASH」の文字を横書きしてなり、第25類「運動用特殊靴、履物」を指定商品として、令和2年4月24日に登録出願されたものである。原査定は、令和2年10月12日付けで拒絶理由の通知、同年11月7日付けで意見書の提出、同年12月23日付けで拒絶査定されたもので、これに対して同3年4月24日付けで本願拒絶査定不服審判が請求されている。

3 原査定の拒絶の理由(要旨)

本願商標は、「B-DASH」の文字を横書きしてなり、第25類「運動用特殊靴、履物」を指定商品として、令和2年4月24日に登録出願されたものである。原査定は、「B-DASH」の欧文字と、「突進する。勢いよく走る。」の意味を有する「DASH」の欧文文字(「ジーニアス英和辞典 第5版」大修館書店)を、ハイフンを介して横一列に結合してなるもので、構成文字全体でまとまりよく一連一体の造語を表してなると認識、理解できる。

そして、原審が引用する国土交通省の事業の略称とされる引用標章「B-DASHプロジェクト」は、本願商標とは、その構成文字に「B-DASH」の文字を含む点で共通するものの、語尾の「プロジェクト」の文字の有無により互いに異なる語を表してなると容易に認識、理解できるから、本願商標をその指定商品に使用するときであっても、それに接する需要者及び取引者をして、直ちに引用商標やそれに係る事業との関連を連想、想起させるとはいひ難く、互いに類似するものではない。

そうすると、本願商標は、引用標章とは同一又は類似しないから、その他の要件について言及するまでもなく、商標法第4条第1項第6号の所定の要件を充足しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第6号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

おしらせ

◎商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権(おおよその範囲となります)詳しくは特許HPでご確認下さい。

昭和37(1962)年	商標登録第 591405号～第 594300号
〃 47(1972)年	商標登録第 970007号～第 974167号
〃 57(1982)年	商標登録第1524217号～第1529998号
平成4(1992)年	商標登録第2431502号～第2441496号
平成14(2002)年	商標登録第3371440号
平成14(2002)年	商標登録第4582028号～第4590459号
平成24(2012)年	商標登録第5504883号～第5511234号

各年の7月1日～7月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間になります。
更新登録申請について疑問点などがございましたならば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標につきましてはお問い合わせ下さい)

◎特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかつた特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成31年3月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは2月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたならばお問合せください。

◎特許、商標の出願状況(推定)

	特 許	商 標
令和3年11月分	23,014	15,225
前 年 比	107%	109%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm